

長崎県病院企業団監査委員公表

平成 30 年 12 月 7 日付け平成 30 年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年 5 月 3 1 日

長崎県病院企業団監査委員 葺 本 昭 晴
同 今 村 嘉 昭

長崎県病院企業団

監査委員 葺本 昭 晴 様

監査委員 今村 嘉 昭 様

長崎県病院企業団

企業長 米倉 正大

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年12月7日付け平成30年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

(1) 意見

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島における医師や看護師等の確保が困難であることや患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定、また、平成26年度には会計基準の見直しの影響もあり、5カ年度連続して経常収支での黒字を確保していたが、平成27年度、平成28年度と経常収支赤字となり、平成29年度は医業費用の増加を上回る医業収益の増加により経常収支赤字は減少したものの黒字計上には至っていない。また、平成27年度から3年連続して純損失を計上したことにより、平成29年度末未処分利益剰余金が2,988,358千円となり、このままでは、近い将来、累積欠損金を計上することが予想され、病院の経営状況は一段と厳しいものとなっている。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、平成28年度に策定した「長崎県病院企業団第2次中期経営計画（平成29年度～平成32年度）」達成に向け、地域に必要な病床機能の検討や病病・病診連携、医療・介護連携の強化など、将来を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている“郷診郷創”「地域での受診が、地域を創る」の取り組みを行政と一体となって、より一層進めていく必要がある。その際には、地域住民全世帯に経営実態を知ってもらい、病院、診療所の維持のため住民の協力が不可欠であることを理解してもらうことも必要である。

② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、新たに患者の掘り起しにつながる健康診断を行政と協働して強力に推進すべきである。

健康診断を通して住民の健康に寄与することにより、地域に信頼される医療機関となり、患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になり、郷診郷創の第一歩となっていくものと考えられる。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 112,221 千円で、前年度末に比し 8,803 千円減少（対前年度比 7.3%減）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取り組みには、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取り組みを徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組みを強化する必要がある。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成27年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成29年央に70%以上にするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、平成29年度は企業長の職務目標として

70%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、平成29年度末の実績は数量ベースで67.6%（前年度数量ベース59.2%）となり目標を達成できなかった。

離島地域においては、安定供給の問題もあると考えるが、まだ、採用率が低調な病院もあることから、国の方針も踏まえ、達成に向けて、なお一層の取り組み強化を図る必要がある。

⑤ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。

特に離島においては、地域性が顕著であることから、一部、地域内で共通する物品等の契約事務については共同処理が行われているが、さらに委託契約等についても検討するなど、地域内での病院間の連携を深め、基幹病院の役割強化を図りながら、より経済性が発揮されるよう努める必要がある。

また、事務的な誤りが、なかなか改善されない状況にある。契約事務は複数の職員で処理されているが、チェック機能が十分に機能していない状況が見受けられる。適正な契約事務がなされるよう、具体的な処理方法を周知するとともに、マニュアルに沿った手続きの徹底やチェック体制の強化を図る必要がある。

⑥ 現金収入の管理について

会計窓口での現金収入について、現金出納簿の記帳誤りが見受けられた。

帳簿残高と現金有高の確認とは日々行い、正確な記帳を行うよう努める必要がある。

また、現金収入を毎日当座預金へ預け入れているが、預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した分については、翌日の現金収入として処理している病院、診療所があった。

当日の収入として適正に記帳する必要がある。

(2) 講じた措置

① 病院経営について

企業団病院が所在する離島や都市周辺部の自治体病院を取り巻く環境は、著しい人口減少、少子・高齢化の急速な進行、深刻化する医療従事者の不足など、厳しい状況が続いております。

特に、離島の人口減少は、企業団病院の経営にとっても重要な問題と認識しており、

人口減少が患者数減少による収益の悪化や病院で働く人材の不足を生じるなど、病院経営にとりましても非常に大きな問題となっており、今後に向けて、いかに医療機能を維持しながら「縮小の時代を生き抜く知恵と勇気」をもって対応していくかという観点から、常に改革が必要と考えております。

このような環境にある中、病院企業団としましては、平成29年度から取り組んでいる「第2次中期経営計画」の達成に向けて、地域に必要とされる医療の維持や安定的な黒字化を目指して、経営の効率化に取り組んでまいります。

また、何よりも地域住民には地域の病院を選んでいただけるよう、「郷診郷創～地域での受診が、地域を創る～」をスローガンに掲げ、地域外へ流出している患者を呼び戻す取り組みとして、患者受診動向の分析や患者ニーズの把握を行い、その対策の実践や必要な情報発信など、行政と協働して、地域に信頼される病院づくりを進めてまいります。

② 行政と協働した健康診断の推進について

健康診断の推進につきましては、地元市町が、国民健康保険加入者に対し受診を呼びかけておりますが、受診率が伸び悩んでいる状況にあります。

住民に対する受診呼びかけの強化を地元市町にお願いするとともに、企業団病院におきましても、健診・人間ドックの受診日や受診項目の増、病気や健康についての出前講座を通じて受診を呼びかける等、受診率の向上に努めてまいります。

また、受診者に対しては、受診内容の丁寧な説明や、受診後の細やかな声掛けを行うことで、信頼関係を構築してまいります。

なお、離島地域の病院並びに診療所の取り組みは別紙のとおりです。

③ 未収金対策について

未収金については、引き続き、新規発生防止に努め、定期的な訪問徴収を中心とした早期回収に取り組み、縮減を図ってまいります。

また、連帯保証人への督促についても、取り組みを強化するとともに、最終的な手段として、「支払督促制度」等の法的手続きについても取り組みを強化してまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、毎年、企業長の職務目標として目標値を設定するとともに、企業団経営会議等においてもこれを議題として、さらなる使用を促しております。

また、「第2次中期経営計画」においても各病院の数値目標を盛り込むなど、国が示した新たな普及目標の達成に向けて、計画的に後発医薬品の使用促進を図ってまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

⑤ 契約事務について

医薬品等の共同事業については、価格交渉の外部委託の実施や医療機器保守共同契約の拡大を進めており、引き続き、効果的手法などを検討するとともに、離島においては、基幹病院による契約事務のさらなる共同処理を進め、より経済性が発揮されるよう努めてまいります。

なお、契約事務を含む財務事務全般について、財務事務担当者会議や事務長会議などの機会を通して、適正な事務の執行がなされるよう、チェック体制の強化や具体的な処理方法の周知徹底を図ってまいります。

また、契約事務の際に必要な事務処理について、事務的な誤りを防止する目的で、「契約事務チェックシート」を病院企業団本部で作成し、チェックシートに基づき契約ごとに確認を行うよう、財務担当者会議で周知しました。

⑥ 現金収入の管理について

平成29年度において、現金有高と現金出納簿の残高が不一致の病院があり、日々の確認を徹底するよう事務長会議で周知しました。また、各病院から毎月提出される計理状況報告書の書類に現金残高確認書の様式を追加しました。

現金収入の処理について、当座預金へ預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した分については、その日の収入として計上するよう周知しました。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	—
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○入院時：高額療養費限度額制度の説明 ○退院時：①退院が決まった時点での概算額の事前連絡の徹底 ②退院当日には、医事及び病棟スタッフの双方で精算事務の完了を確認 ③退院当日に支払いができない場合は、誓約書の徴収を徹底 ○時間外受診（外来）：「時間外預り金制度」の継続実施 ○回収対策 ○現年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○過年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○時間外受診（預り金）：未精算の場合、預り金を診療費に充当。 ○連帯保証人への督促状況 ○納付義務者と音信不通である場合や、督促に対して納入がない場合は、連帯保証人に電話、文書による督促を行う。
④ 支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力がありながら納入がない等悪質性が判明した場合は検討する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○採用の可能性について検討を継続し、可能なものから順次導入していく。

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県島原病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	-
③ 未収金対策について	<p>○発生防止対策</p> <p>○入院時の対策強化。（支払に不安のある患者に対しては連携室MSWと共同し、公的支援も含めての相談対応。高額療養費限度額申請手続きの促進など。）</p> <p>○退院時精算のための取組みの継続。（退院前日に概算額を提示し支払い予定の確認。退院当日領収証等を確認後に退院手続き等。）</p> <p>○外来については、時間外預り金制度の継続。</p> <p>○土曜日会計窓口開設による利便性向上。（土日退院予定患者に対応）</p>
④ 後発医薬品の使用促進について	<p>○回収対策</p> <p>○文書による督促の徹底。</p> <p>○昼夜の電話催告の実施、個別訪問の実施。</p> <p>○来院面談の実施。分納相談等による債権回収。</p> <p>○債権回収嘱託職員の配置。（H24年度から）</p> <p>○土曜日に会計窓口を開設。</p> <p>○本人と接触できない場合や支払約束不履行の場合には連帯保証人に対して文書や電話、家庭訪問による督促。</p> <p>○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等</p> <p>○平成30年度は、後発医薬品の目標を「購入数量ベースで90%確保」とし取り組んだ結果、4～12月までの9か月間の数値は96.6%となっており目標を達成している。（参考：平成29年度は95.1%）</p> <p>○内用薬・外用薬については、どの医薬品を後発薬に切り替えるかについて年2回開催の「後発医薬品推奨品目検討委員会」において島原薬剤師会と引き続き協議を継続していく。</p> <p>また、切り替えによる経営効果の高いバイオシミラーについて積極的に検討していく。</p>

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○今年度は健診の件数増に向け、当院の健康診断の情報に掲載したり、五島市担当者と当院医師間で連携を取り健診受診者の増に向けた取り組みを行った。今後も五島市と連携を取りながら当院の健診受診者を増やしていきたい。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○退院料金精算確認済みカードの配布。 ○現物給付制度の説明及び利用促進。 ○退院時分納制度申請相談。 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施。 ○回収対策 ○督促書・催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡・自宅訪問。 ○来院時面談。 ○連帯保証人に対し履行確認協力書の発行。
④ 後発医薬品の使用促進について	○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等 ○悪質な患者については今後法的手段も検討したい。 ○基本的には、これまでもどおり分納相談や戸別訪問等に対応する。 ○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討している。その結果、後発医薬品採用率は数量ベースで平成30年3月末の76.4%から平成30年10月末の85%に増加した。引き続き後発医薬品の使用促進に努めたい。

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○五島市との定期的な連絡会などで連携をとり、特定健診の推進を図る。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○入院時の入院誓約書に連帯保証人を必ず記入していただく。 ○土日の退院を極力なくし、事前に支払額を提示し、退院時に精算していただけるように対応する。 ○時間外の外来患者は、保険証、住所、連絡先の確認を夜間警備員に実施させた。
○回収対策	○文書の通知を確実にし、訪問も実施した。 ○本人との話し合いを持ち回収に努めた。 ○入院誓約書の保証人を確実に記入していただいた。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し協力依頼を行っていく。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○地域、島内特有での顔見知りが多いということで、法的手続きは慎重に検討する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○院内で協議し、使用促進に努めていく。 ○院外薬局とも定期的な話し合いの場を設け、連携を図る。

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○五島市が発行している「特定健康診査受診券」の富江地区分の情報を国保健政策課から受け、当院における受診状況を国保健政策課へ報告を行う。また、外来受診者で健診の未受診者に対し、積極的に声掛けを行う。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時は、連帯保証人をとっている。 ○時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認を行っている。 ○時間外時に、診療費の預り金を実施している。
○回収対策	○督促状を発行し、郵送している。また、銀行からも手数料なしで振込ができるように、納入通知書もあわせて送付している。 ○電話にて督促し、都合により来院できない場合は、地域内であれば訪問して回収するようにしている。 ○未収金がある患者及び家族の来院時には、会計時に呼び止め、入金の依頼を行う。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対する協力依頼を行っていきたい。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質な場合があれば、最終的な手段として検討したい。
④ 後発医薬品の使用促進について	○薬事委員会で後発医薬品の積極的使用に向けて、採用品目の増加に取り組みたい。

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○各地域で開催される町主催の「健康道場」において、当院医師による講話を4月から11月までに12回実施した。また、例年秋に開催される町主催の「健康まつり」と当院の「病院フェスタ」を同時開催しているが、手術室見学や内視鏡検査シミュレーションなどの様々なコーナーを設置し、住民の健康に対する意識向上に努め健診受診率の向上を図った。
③ 未収金対策について	○退院時料金精算確認済みカードの配布。 ○現物給付制度の説明及び利用促進。 ○退院時分納制度申請相談。 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施。 ○督促書・催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡・自宅訪問。 ○来院時面談。 ○連帯保証人に対し履行確認協力書の発行。
④ 支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質な患者については今後法的手段も検討したい。 ○基本的には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討している。その結果、後発医薬品採用率は数量ベースで平成30年3月末の77.0%から平成30年10月末の87.1%に増加した。今後も国の取り組み等を注視して、後発医薬品使用促進のための環境整備等に努める。

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○毎年3月に町と協議し、受入枠の調整や受診率向上の意見交換を行っている。平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施している。
③ 未収金対策について	○当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらおうようにしている。また、預り金制度も導入している。
○発生防止対策	
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
○連帯保証人への督促状況	○現在は事例なし。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○従来どおり分納相談や戸別訪問等に対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定している。引き続き使用促進を図っていく。

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○来院患者への個別な声掛けはもちろん、健診の受診率の向上に向けて、毎年3月には町と綿密な協議を行い、健診を住民に推進している。それと並行して、平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からみなし健診を実施して、受診しやすい環境づくりにも力を入れている。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○当所は入院や時間外診療もないため、未収金発生の場合、その場で当事者と相談し、その日可能な金額のみ当日支払ってもらい、残額の支払日を約束してもらっている。 ○回収対策 ○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○現在、連帯保証人が必要となる事例は発生していない。 ○未収金は少額であり、これまでどおり分納相談や戸別訪問等に対応する。 ○当所は上五島病院の附属診療所であるため、使用する薬品は、上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定している。今後、引き続き使用促進を図っていく。

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○平成29年度国保加入者の特定健診1, 216件（うち後期高齢者98件）。今後、対馬市と協議を重ね、さらなる推進を図りたい。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○未収金管理マニュアルを策定し、防止対策を実施。
○回収対策	○電話、文書による督促・催告並びに臨戸徴収。
○連帯保証人への督促状況	○文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定。
④ 後発医薬品の使用促進について	○平成30年3月末現在の採用医薬品数1, 473品目。うち後発医薬品がある先発品数632品目。後発医薬品は、425品目。今後さらなる使用促進を図りたい。

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

監査の結果（意見）	
② 行政と協働した健康診断の推進について	〇市、消防団、消防署、病院で協議を重ね、上対馬地区消防団員（国保の方）を対象とした特定健診（出前）を新規に実施した。受診者は15名であったが来年度も実施する予定であり受診者も増える見込み。
③ 未収金対策について	講じた措置等 〇時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円 〇クレジット払いの導入（主に韓国からの旅行者が利用している。） 〇時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかに行うようにしている。
〇回収対策	〇電話及び文書での督促・催告通知。 〇毎月訪問徴収を実施。（発生日から2カ月をめぐりに訪問をおこなうことにしている。） 〇一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めている。
〇連帯保証人への督促状況	〇平成24年度からは連帯保証人への督促を必要とする事例がなく、現在のところ必要とする事例は発生していない。
〇支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	〇未収金の件数は少なくともまだ小額なため、分納相談及び戸別訪問で対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	〇使用数の高い品目から後発医薬品へ変更していく予定である。

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県豊岐病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○地域の医療課題について、行政との協働の取り組みを進めているところであり、特定健診の受診率向上についても進めていきたい。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○各種制度により本人負担額を減らす相談を実施している。 ○預り金による新規発生の防止を図っている。 ○クレジットカード払いを実施している。
○回収対策	○電話連絡と文書での通知を行っている。 ○戸別訪問、分納相談を実施している。
○連帯保証人への督促状況	○本人に連絡がとれない場合は協力をお願いをしている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応するが、悪質な場合については法的手続きについても検討したい。
④ 後発医薬品の使用促進について	○今後も更なる改善を行い、使用促進を図っていく。

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。 電話連絡、督促を定期的に実施されているが、今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 現金収入の管理について 例月出納検査で異常が見られた2月19日の伝票の照合を行った結果、現金預金出納簿の金額が伝票額より14,367円過少に記帳されていた。毎日の現金と帳簿の確認を行い、現金の管理を適正に行うこと。</p> <p>3. 契約事務について 少額工事等の口頭契約により契約書を省略した場合、見積書の余白に契約日と契約期間を記載する必要があるが、記載がされていないが、その保険期間が契約日から履行期限でなく、履行期間となっている。 適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 新規発生の抑制については、医事スタッフ、病棟スタッフ、未収金担当等、病院全体で連携し、引き続き取り組みます。 また、滞納者に対しては、電話、文書による催告を実施しながら、未収金の回収に引き続き努めます。</p> <p>2. 現金収入の管理について 再発防止策を講じ、毎日現金と帳簿の確認を行っています。 今後も現金の管理について適正に行います。</p> <p>3. 契約事務について 契約事務については、チェック体制を強化するとともに、財務規程、長崎県入札・契約事務マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めます。</p>

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。電話連絡、督促、家庭訪問を定期的に実施されているが、今後とも新規発生を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 契約事務について 契約保証金免除申請書へ添付している書類は同種同規模の契約書の写しであるが、契約書の写しだけでは履行を証明する書類にはならない。手数料の施行伺いで平成29年度分にもかかわらず、履行期間が平成30年度の期日に設定されているものが数件見受けられた。清掃業務委託（H28～H30長期継続契約）にかかる仕様書において、受注者から年間計面表の提出を前年度の3月22日までに受けることになっているにも関わらず、期限までに提出を受けていない。適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金対策に基づき、引き続き、電話連絡、督促、家庭訪問を実施し、未収金の発生防止、早期回収に努めます。</p> <p>2. 契約事務について 指摘を受け、契約保証金免除申請書へ履行証明書など履行を証明する書類を添付するよういたしました。 履行期間の間違いや提出書類の遅れについては、誤りや遅れがないよう適正な処理に努めてまいります。</p>

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。 計画的な家庭訪問を実施されているが、今後とも新規発生を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 現金収入の管理について 年度末の現金が実際は金庫に保管されているが、帳簿に記帳されておらず、不一致が生じている。 適正に処理すること。</p> <p>3. 契約事務について 1. 件の予定価格が30万円を超えている契約について、相手方が1者に特定される理由の記載がないものがあった。 見積決定から7日以内に契約締結がされていないものがあった。 契約保証金免除申請書へ添付している書類は同種同規模の契約書の写しであるが、契約書の写しだけでは履行を証明する書類にはならない。 電子カルテ用端末（1,620,000円）の1者随意契約の理由が不適当である。 適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後計画的な家庭訪問、督促状の送付など粘り強い督促を行い、引き続き未収金回収の努力をしていきます。 新規に発生する未収金を極力抑えるために、現物給付制度の促進・分納制度の活用など、入院中から医療費の相談を行い、退院会計時には速やかに精算できるように努めます。 また、未収金が発生した場合には、速やかに督促・面談・電話・自宅訪問などを行い、早期回収に努めます。</p> <p>2. 現金収入の管理について 年度末の現金については帳簿に記帳します。</p> <p>3. 契約事務について 記載がないものについては追記し、理由が不適当なものについては修正しました。今回指摘された事項は担当者を含め事務職員に回覧し、契約事務については長崎県の「入札・契約事務マニュアル」に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度と比較して、やや減少している。 未収金の回収については、口頭による督促のみであるため、今後、計画的に文書通知などを行うことにより、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 現金収入の管理について 窓口現金は、当日の午後3時までに銀行のATMを通じて当座預金へ預け入れられているが、預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した分については、翌日の現金収入として処理されている。 当日の収入として適正に処理すること。</p> <p>3. 固定資産の管理について ノートパソコン（142,500円）とデスクトップパソコン（157,500円）を同日に購入しているが、固定資産明細書上はパソコン（300,000円）とまとめて記載されている。 別々に固定資産台帳を作成すること。</p> <p>4. 契約事務について 「医事業務委託」において、見積執行伺いにおける予定価格算出根拠は、750,600円/月となっているにも関わらず、予定価格調書では799,200円/月となっていた。 予定価格調書は適正に作成すること。</p>	<p>1. 未収金について 過年度分の未収金について、帳簿等と確認し、口頭だけではなく、計画的に文書通知を行いました。少しずつですが、完済や分納により未納の減少となっております。</p> <p>2. 現金収入の管理について 指摘事項のとおり、2月1日より対応しております。</p> <p>3. 固定資産の管理について 指摘事項のとおり対応済です。</p> <p>4. 契約事務について 今後は適切に対応します。</p>

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較してやや増加している。 今後とも、未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど未収金の回収に努めること。</p> <p>2. 現金収入の管理について 窓口現金は、当日の午後3時までに銀行のATMを通じて当座預金へ預け入れられているが、預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した分については、翌日の現金収入として処理されている。 当日の収入として適正に処理すること。</p> <p>3. 契約事務について 契約保証金免除申請書へ添付している書類は同種同規模の契約書の写しであるが、契約書の写しだけでは履行を証明する書類にはならない。 予定価格調書が封入されていないものがあった。 「電子カルテ保守業務」及び「医用画像情報システム保守業務」において、契約日が4月3日であるにも関わらず履行期間の始期が4月1日となっていた。4月1日から履行が必要なものについては、債務負担行為を設定し、3月中の日付で契約しなければならぬ。 適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、未収金の回収・新規発生の防止に努めます。</p> <p>2. 現金収入の管理について 指摘後、当日の収入として適正に処理しております。</p> <p>3. 契約事務について 履行が確認できる書類（履行確認印が押印されている請求書の写し等）を添付し、履行を証明いたします。 予定価格調書については封入いたします。 さらに、日付誤りやその他不備がないようチェック体制も強化し、財務規程に基づき適正な処理に努めます。</p>

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度と比較すると増加している。 電話連絡、文書通知、家庭訪問を実施されているが、引き続き、新規発生の未収金の抑制に努めるとともに、未収金の減少に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、新規発生の防止や回収に取り組み、未収金の減少に努めます。</p>

(別紙様式)

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所所有川医療センター）

指摘事項	措置状況
<p>1. 現金収入の管理について 窓口現金は、当日の午後3時まで銀行のATMを通じて当座預金へ預け入れられているが、預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した分については、翌日の現金収入として処理されている。 当日の収入として適正に処理すること。</p>	<p>1. 現金収入の管理について 指摘当日より適正に処理しています。</p>

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈尾医療センター）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度と同額である。 未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、家庭訪問などにより未収金の減少を図ること。</p> <p>2. 現金収入の管理について 窓口現金は、当日の午後3時までには銀行のATMを通じて当座預金へ預け入れているが、預け入れた後から診療時間終了の間に現金で収納した分については、翌日の現金収入として処理されている。 当日の収入として適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後、文書通知や家庭訪問を行うことにより、未収金の回収に努めます。</p> <p>2. 現金収入の管理について 監査指摘後、直ちに当日収納分は、翌日に預金預入しました。 今後、適正に処理するよう努めます。</p>

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。 未収金の回収については、未収金回収委員会を定期的に開催し、家庭訪問などを実施されている。 今後この体制を維持され、今後とも、未収金の新規発生の抑制に努め、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 契約事務について 「消防用設備等定期点検業務委託」について、財務規程第139条により随意契約としていたが、限度額を超えていた。 適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、引き続き新規発生の抑制及び計画的な回収に努め、未収金の減少に努力いたします。</p> <p>2. 契約事務について 今後は、確認体制を強化し、財務規程等に基づき、適正に処理を行います。</p>

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。 今後とも、新規発生の抑制に努めるとともに、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 契約事務について 契約書に契約日や契約期間が記載されていないものが数件見受けられた。 予定価格調書に作成者の押印がないものが数件見受けられた。 予定価格調書用封筒が封印されていないものが数件見受けられた。 適正に処理すること。</p> <p>3. 支出事務について 請求書を受理してから支払が15日を超えているものがあった。 適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 平成28年度発生分について、身寄りのない患者で救急搬送で来院。その時点で意識が無い状態で、その後死亡退院になり未収金が発生したという事案でありました。今後、未収金が発生しないように努めます。</p> <p>2. 契約事務について 今後適正な処理を行うよう努めます。</p> <p>3. 支出事務について 今後適正に処理を行うよう努めます。</p>

平成30年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県彦岐病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。今 来院時の面談、電話連絡、文書通知、家庭訪問を実施しているが、今 後とも、引き続き新規発生の抑制に努めるとともに、未収金の減少に努め ること。</p> <p>2. 現金収入の管理について 例月出納検査で異常が見られた3月5日の伝票と帳簿を照合した結果、 銀行領収済通知書とは一致したものの、現金預金出納簿が伝票より 1,528,822円多く、不一致であった。これは8件分の伝票を二重に記帳し たためである。 適正に記帳すること。</p> <p>3. 契約事務について 履行遅延に対する違約金に関する条項を定めていないものがあった。 適正に処理すること。</p> <p>4. 固定資産の検収について 医療機器の納品後の検収について、規定する期限を過ぎて検収されてい るものがあった。 適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも未収金の回収を進めるとともに新規発生の抑制に努めます。</p> <p>2. 現金収入の管理について 監査による私的以降、マニュアルの再チェックを行い、引継現金の確認 と収入伝票の起票後、企業出納員へ併せて引継ぎ、現金収入額と現金の一 致を確認することで、適正に処理しております。 今後ともチェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p>3. 契約関係について 契約関係書類の不備（履行遅延に対する違約金の条項）については修正 を行い、適正に処理しております。</p> <p>4. 固定資産の検収について 今後は財務規程に基づき、適正な処理を行うとともに、チェック体制の 強化に努めてまいります。</p>